第二十三条の五の三第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十五項」に改め、同項第三号中「第七十条の二の二第十項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第四号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第四十条の四の三第二十一項」を「第四十条の四の三第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第二号の贈与者が第一号の教育資金管理契約の終了の日までに死亡した場合において、その死亡につき法第七十条の二の二第十項第二号の規定の適用があつたときは、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び同号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

第二十三条の五の三第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第四十条の四の三第三十項」を「第四十条の四の三第三十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第四十条の四の三第二十七項」を「第四十条の四の三第三十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第四十条の四の三第二十六項」を「第四十条の四の三第三十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第四十条の四の三第二十六項」を「第四十条の四の三第三十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第四十条の四の三第二十三項」を「第四十条の四の三第二十八項」に改め、同項第四号中「なつた事情」の下に「又は施行令第四十条の四の三第二十八項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第四十条の四の三第二十項に」を「第四十条の四の三第二十五項に」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　施行令第四十条の四の三第二十五項の取消権の行使又は同項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

第二十三条の五の三第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　施行令第四十条の四の三第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　前号の受贈者が三十歳に達した日において在学していた法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する学校等（次項第二号において「学校等」という。）の名称及び所在地又は受講していた同条第十一項第三号に規定する教育訓練（次項第二号において「教育訓練」という。）の講座名及び指定番号並びに当該教育訓練に係る教育訓練施設の名称及び所在地

13　施行令第四十条の四の三第二十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　前号の受贈者がその年において在学していた学校等の名称及び所在地又は受講していた教育訓練の講座名及び指定番号並びに当該教育訓練に係る教育訓練施設の名称及び所在地

第二十三条の五の四第四項第三号中「同項の」を「同項本文の」に改め、同条第五項第三号中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に改め、同条第十項第四号を次のように改める。

四　施行令第四十条の四の四第二十六項の取消権の行使又は同項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

第二十三条の五の四第十一項第四号中「なつた事情」の下に「又は施行令第四十条の四の四第二十九項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情」を加え、同条第十七項に次の一号を加える。

三　税務署長が法第七十条の二の三第十五項第三号に掲げる事実を知つた場合　次に掲げる事項

イ　受贈者が贈与者から法第七十条の二の三第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超えている旨

ロ　イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ　その他参考となるべき事項

第二十三条の五の六中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項」に改める。

第二十三条の五の七中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項」に、「第七十条の七の五第一項（非上場株式等」を「第七十条の六の八第一項（個人の事業用資産」に改め、「の特例」を削り、「特例対象受贈非上場株式等」を「特例受贈事業用資産」に、「同令第二十九条第四項第三号中」を「同号中」に改める。

第二十三条の五の七の次に次の一条を加える。

第二十三条の五の八　前条の規定は、法第七十条の二の八において法第七十条の二の七の規定を準用する場合について準用する。

第二十三条の六第十一項を削る。

第二十三条の七項第四号中「、同号に規定する農地利用集積円滑化事業（ロにおいて「農地利用集積円滑化事業」という。）のために譲渡をした場合」を削り、「ハにおいて」を「ロにおいて」に改め、同号イ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同条第三十四項第七号中「又は第三号」を削り、同条第三十五項第一号ロ(1)中「(3)に」を「(2)に」に改め、同号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「第七十条の四の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同項第二号ニ(1)中「区域」を「地域」に改め、同号ニ(3)中「第四十条の六第五十二項第一号ハ」を「第四十条の六第五十二項第一号ロ」に、「第七十条の四の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ホ中「から(3)まで」を「及び(2)」に、「及び区域のいずれかに」を「又は区域のいずれかにも」に改め、同条第三十七項第一号ロ(2)(i)中「区域」を「地域」に改め、同号ロ(2)(ii)を削り、同号ロ(2)(iii)中「第三十五項第二号ニ(3)」を「第三十五項第二号ニ(2)」に、「第七十条の四の二第一項第二号」を「第七十条の四の二第一項第三号」に改め、同号ロ(2)(iii)を同号ロ(2)(ii)とし、同号ロ(3)中「から(iii)まで」を「及び(ii)」に、「及び区域のいずれかに」を「又は区域のいずれかにも」に改め、同条第三十九項第一号イ中「区域」を「地域」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第三十五項第二号ニ(2)」を「第三十五項第二号ニ(3)」に、「第七十条の四の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号ハを同号ロとし、同項第二号ロ中「から(3)まで」を「及び(2)」に、「及び区域のいずれかに」を「又は区域のいずれかにも」に改め、同条第四十四項第三号中「又は農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第二十三条の七の二第一項第七号中「又は第三号」を削り、同条第二項第一号中「(第三号」を「(次号」に、「及び第三号」を「及び同号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第七十条の四の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第一号中「区域」を「地域」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四十条の六第五十二項第一号ハ」を「第四十条の六第五十二項第一号ロ」に、「第七十条の四の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第二号」とする。

第二十三条の八第五項第二号中「、同項に規定する農地利用集積円滑化事業（ロにおいて「農地利用集積円滑化事業」という。）のために譲渡をした場合」を削り、「ハにおいて」を「ロにおいて」に改め、同号イ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同条第二十八項中「「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」と」及び「「第四十条の六第五十二項第一号ハ」とあるのは「第四十条の七第五十六項第三号」と」を削る。

第二十三条の八の二第二項第一号イ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第七十条の六の二第一項第三号」を「第七十条の六の二第一項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第二十三条の八の四第九項中「又は農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。